

[事案 2023-168] 契約解除取消請求

・令和6年3月11日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年6月に契約した医療保険について、保険料未納で令和4年5月に失効したことから、同月に復活した。その後、膝窩動脈捕捉症候群術後バイパス閉塞により令和4年11月から同年12月まで入院したため、本契約にもとづき入院給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消して、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集時に、保険料の支払いが2か月遅れると失効することの説明を受けていなかった。
- (2) 募集人が突然辞めたため、本契約もそれによって解約されているものと思ってしまう、保険料の支払いが遅れた。
- (3) 告知義務違反の原因となった病院の受診時には、医師から「特に何も分らない」と言われ、病名も言われず、一応投薬があるから飲んでいてと言われただけであった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時のやりとりは募集人に確認できていないが、払込猶予期間中に保険料の払込みがない場合には失効する旨が記載されている契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり・約款を申立人に交付している。
- (2) 病院の受診時に、申立人は医師から「末梢循環不全の疑い」との病名告知を受け、投薬も受けており、「特に何もなくて分らないと言われ、病名も言われず」ということは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時および失効・復活時の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約解除の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。